

北海道薬剤師会 薬剤師登録派遣事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、薬剤師の確保が困難な地域の薬局や医療機関等に、薬剤師の派遣が円滑に行えるよう派遣薬剤師を登録するとともに、未就業薬剤師の把握に努め、薬剤師の就業を促進するための研修等を行うことにより、地域に必要な薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 薬剤師登録派遣事業（以下「本事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道内における薬剤師の需要及び派遣要望の把握並びに派遣先事業所情報の収集に関すること
- (2) 派遣薬剤師の登録、変更及び取り消しに関すること
- (3) 薬剤師の派遣及び調整に関すること
- (4) 登録した薬剤師の情報管理及び提供に関すること
- (5) 未就業薬剤師の掘り起こし及び養成に関すること
- (6) 本事業の周知・啓発に関すること
- (7) 無料職業紹介に関すること
- (8) その他、本事業の目的を達成するために必要な事項

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、一般社団法人北海道薬剤師会（以下「本会」という。）とする。

(登録の要件)

第4条 本事業に登録できる薬剤師は、本事業の目的を理解し、賛同する（北海道内に）居住する者とする。

(手続き)

第5条 派遣登録を希望する薬剤師は、「派遣薬剤師登録票」（別記第1号様式）を本会に提出する。

(決 定)

第6条 本会は、前条に規定する登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請者にその結果を通知する。

2 本会は、前項の登録を決定をしたときには、登録者名簿（台帳）に登録する。

(有効期限)

第7条 登録の有効期限は、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとする。

(更 新)

第8条 本会は、派遣登録者（以下「登録者」という。）が引き続き、登録を希望するときは、登録を更新することができる。

(変更・取り消し)

第9条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに本会に届け出なければならない。

2 本会は、次のいずれかに該当するときは、派遣薬剤師登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から申し出があった場合
- (2) 申請登録内容に偽りがあったとき
- (3) 登録者として不適切と本会が認めたとき

(業 務)

第10条 登録者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 薬局、医療機関における調剤、服薬指導等
- (2) 救護所等における医薬品の管理、調剤、服薬指導等
- (3) その他本会が認めた業務

(派 遣)

第11条 薬剤師の派遣を求める薬局や医療機関等（以下「派遣先事業所」という。）は、薬剤師派遣依頼書（別記第2号様式）により本会に申請する。

2 本会は、前項の申請があったときは、登録者と調整を行ったうえ派遣を決定するとともに、派遣先事業所に対しては、登録者の連絡先など必要な情報を提供する。

3 派遣先事業所は、必要に応じ登録者と連絡を取り、登録者の業務が円滑に行われるよう努める。

4 派遣先は、原則として北海道内とする。

(報 告)

第12条 登録者及び派遣先事業所は、派遣に係る業務（又は事業）が終了したときは、速やかに、薬剤師派遣業務終了報告書（別記第3号様式）により、本会に対し、業務（又は事業）の終了報告を行う。

(費用負担)

第13条 派遣に係る経費については、派遣先事業所が負担する。なお、調整に係る経費については、本会が負担する。

2 登録者が派遣中の事故によって、被った被害・損害については、原則として派遣先事業所が負担とする。

3 前項の補償のため、保険の加入に係る費用は、派遣先事業所が負担する。

(個人情報保護)

第14条 本会は、本事業で知り得た登録者の個人情報の保護に関して十分に配慮するものとし、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 登録者及び派遣薬局等は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、派遣の実施に当たって知り得た個人情報の保護に関し十分に配慮し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 登録者及び派遣先事業所は、派遣の実施に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、登録の失効等により登録者でなくなった場合及び派遣先事業所で派遣が終了した後においても同様とする。

(研修)

第16条 登録者は、必要に応じて本会が開催する研修会等に参加し、資質の向上に努める。

(他機関等との連携)

第17条 本会は、本事業を円滑に推進するため、薬科大学（薬学部）をはじめ、関係機関・団体等と緊密な連携を図る。

(事務局)

第18条 本事業に係る事務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。